佐賀県告示第297号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第２項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第１項の規定による同意があったものと認める。

令和８年11月６日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

加入区

東与賀町加入区